

高知県工業技術センターにおける競争的研究費等の管理運営体制等について

高知県工業技術センターでは、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、競争的研究費等に関わる運営管理体制を定めています。

【競争的研究費等に関わる運営・管理の責任体制】

- 1 最高管理責任者：高知県工業技術センター所長
機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者

- 2 統括管理責任者：高知県工業技術センター技術次長
最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者

- 3 コンプライアンス推進責任者：高知県工業技術センター総務課長
高知県工業技術センター研究企画課長
高知県工業技術センター食品開発課長
高知県工業技術センター生産技術課長
高知県工業技術センター資源環境課長
統括管理責任者を補佐し、機関内の各課における競争的研究費等の運営・管理について、不正等の未然防止、業務の適正化及び効率化に関して、実務上の責任と権限を持つ者

- 4 監事：高知県工業技術センター技術次長（連携担当）
不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる者

【告発窓口】

研究活動上の不正行為に関する相談及び告発窓口は次のとおりです。

高知県工業技術センター 研究企画課

窓口責任者：高知県工業技術センター研究企画課長

住所：〒781-5101 高知県高知市布師田 3992-3

電話：088-846-1167

ファックス：088-845-9111

メール：151405@ken.pref.kochi.lg.jp

（注意事項）

高知県工業技術センターの研究活動に対し、不正行為の疑いがあると思われる方は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話で告発を行うことができます。

告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されなければなりません。